

平戸市甲種防火管理新規講習のオンライン講習業務仕様書

1 業務名

平戸市甲種防火管理新規講習のオンライン講習業務（以下「防火管理オンライン講習業務」という。）

2 業務の目的

令和4年8月29日付け消防予第428号「防火・防災管理に関するオンライン化について」により対面講習等のアナログ規制の見直しが図られ、オンライン化の推進に集中的に取り組むよう通知があり、平戸市におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するに当たり、eラーニングによるオンライン講習を導入することで、速やかな消防法令違反を是正し、受講者の負担を軽減、及び利便性を高めた講習を開催することを目的とする。

3 講習業務内容

受注者は、当消防本部がオンライン講習を導入するにあたり、学習管理システムおよび甲種防火管理新規講習の教育コンテンツの利用ライセンスを平戸市に提供するものとする。

(1) 申込（料金收受）について

- ア 受注者は、受講希望者（以下、申込者）が WEB 上から甲種防火管理新規講習の申込が行えるように環境を整備すること。
- イ 受注者が提供する学習管理システムは、WEB 上で申込が行えるフォームを生成できること。
- ウ 申込フォームは、講習の受講にあたり、申込者の必要な情報を入力できるようになっていること。
- エ 開催日程ごとに申込フォーム URL が異なるようにすること。
- オ 決済手段は、クレジットカード決済が行えるようにすること。
- カ クレジットカード決済は、WEB 上で行えるようになっていること。
- キ 受講料金は 6,500 円（税別）とし、料金の收受は受注者が行うこと。
- ク 平戸市が、決済代行会社などの受注者以外と契約締結が必要にならないようにすること。

(2) 講座の配信

- ア 受注者は、申込者が甲種防火管理新規講習用の教育コンテンツを WEB 上で受講できるようにすること。
- イ 教育コンテンツの標準学習時間は 10 時間で、カリキュラムとして下記の内容を含めること。

- 【第1章】防火管理の意義と制度の概要
- 【第2章】火気取扱いの基本知識
- 【第3章】出火防止と収容人員の管理
- 【第4章】施設・設備の維持管理
- 【第5章】防火管理の進め方と消防計画
- 【第6章】自衛消防業務
- 【第7章】教育・訓練
- 【第8章】危険物等の安全管理
- 【第9章】地震対策
- 【第10章】防火管理責任
- 【第11章】効果測定

- ウ 教育コンテンツは、視覚的にわかりやすく、飽きにくい工夫がなされていること。
- エ 教育コンテンツは、アニメーションを主に使用すること。
- オ 効果測定は 30 問の択一式で、30 分以内におさまるようにすること。
- カ 効果測定の合格点は 50 点以上とすること。
- キ 効果測定その他、各章ごとの理解を測るための理解度テストが配置されていること。
各章 3 問ずつ程度配置されていること。
- ク 教育コンテンツは、申込者にわかりやすく、なじみのある、平易な文言で解説されること。
- ケ 飛ばし見ができないように、再生したことのない個所に先送りができないようにすること。ただし、再生したことのある個所には自由に行き来できるようにすること。
- コ 申込者の受講態度が不良（居眠り等）であると検知できた場合は、教育コンテンツの受講を強制終了する等の工夫がなされていること。ただし、即座に強制終了するのではなく、受講態度の不良が検知されてから一定の猶予があること。

(3) 進捗管理

- ア 受注者は、平戸市が任意のタイミングで申込者の受講進捗・成績等を確認できる環境を整備すること。
- イ 申込者の受講進捗を一覧で把握できるようにすること。
- ウ 受講進捗率の下限、上限を検索条件として設定し、申込者の受講進捗の絞り込みができるようにすること。
- エ 受講途中の顔認証を、受講開始から受講終了まで断続的に行うこと。
- オ 受講中の顔認証画像を管理画面から最低 5 枚以上確認できるようにすること。
- カ 申込者自身も WEB 上で学習進捗を確認できるようにすること。

(4) テキストの配送

- ア 受注者は、教育コンテンツの受講後も見直しができるように、テキストを用意すること。テキストの郵送は受注者が行い、郵送にかかる費用も負担すること。
- イ テキストは近代消防社のテキスト「甲種・乙種 防火管理者講習テキスト」を使用すること。

(5) 修了証の発行

- ア 受講を修了した者へ修了証を送付するメールアドレスを平戸市が閲覧できること。

(6) ヘルプデスク

- ア 受注者は、申込者からの問い合わせを受け付けるヘルプデスクを用意すること。
- イ 問い合わせは学習管理システム上から行えるようにすること。
- ウ システムの使い方、教育コンテンツ等に関する問い合わせの場合は受注者が責任をもって回答をすること。回答は原則 1 営業日以内とすること。
- エ 平戸市が回答すべき問い合わせについては、適宜エスカレーションをすること。
- オ 問い合わせは 24 時間受け付け、土日、祝日、お盆、及び年末年始を除く、平日 9 時から 17 時の間に回答をすること。

(7) 学習管理システムの性能要件について

- ア 学習管理システムは、PC、タブレット及びスマートフォンで問題なく動画の視聴ができること。

イ 学習管理システムは、下記の Web ブラウザでの動作が保証されていること。

GoogleChrome（最新版）

MicrosoftEdge（最新版）

FireFox（最新版）

Safari（最新版）

ウ 申込者は最大年間 1,000 人を想定し、画面の表示までが最大 3 秒以内となるように、サーバースペックを増強すること。

エ 学習管理システムは WAF 等のセキュリティ対策ツールを導入していること。

オ 学習管理システムは定期的に第三者機関による脆弱性診断が行われ、適宜指摘結果の対応がなされていること。

カ 申込者情報を CSV ファイル形式で出力できるようにすること。

4 業務遂行にあたっての遵守事項

- (1) 提供する学習管理システムおよび甲種防火管理新規講習の教育コンテンツは、総務省消防庁発出の「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」に準拠していること。
- (2) 受注者は、提供する学習管理システムおよび教育コンテンツに障害が発生した場合の対応フローを確立していること。
- (3) 障害が発生した場合は、平戸市に可能な限り迅速に報告し、その緊急度及び影響度を判断の上、復旧対応を行うこと。また、再発防止策について、平戸市の承諾を得ること。
- (4) 受注者は、情報セキュリティに関する国際規格である、ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27017 の認証を受けていること。受注者は、情報セキュリティに関する国際規格である、ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27017 の認証を受けていること。
- (5) 受注者は個人情報保護方針を定め、防火管理オンライン講習業務で知り得た受講者の情報を本業務の目的以外の目的で利用してはならず、第三者に漏洩してはならない。

5 納品場所について

〒859-5121 長崎県平戸市岩の上町 733 番地 1

平戸市消防本部予防課

6 履行期間について

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間とする。ただし、平戸市と受注者のいずれから、相手方に対して協定終了の意思表示がないときは、協定はさらに 1 年間延長し、以後も同様とする。

7 費用について

防火管理オンライン講習業務にかかる初期費用、使用料、保守及びサポート等費用は無償とし、平戸市の費用負担が発生しないこと。

8 損害賠償について

受注者は、防火管理オンライン講習業務において、平戸市及び第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 その他

協定に際し疑義が生じた場合は、平戸市と別途協議するもの。